

(平成21年10月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

## 1 マルチ・マルチまがい商法に御注意を！

～多数の在庫・多額の購入代金が残ってしまうだけでなく、大切な友人関係を壊すことにもなります～

友人から儲かる話があると誘われ説明会に行くと、「収入50万円」という話であったので加入した。

ローンを組み商品の健康食品を購入したが、加入者が見つからず在庫を抱え、借金が残り、友人たちも離れていった・・・このような「マルチ・マルチまがい商法」の被害相談が後を絶ちません。

### <マルチ・マルチまがい商法とは・・・>

販売組織の加盟者が消費者を組織に加入させ、さらにその消費者が別の消費者を組織に加入させることを次々に行うことにより、組織をピラミッド式に拡大していく商法のことです。

### <マルチ・マルチまがい商法の問題点>

- 1 販売業者、販売員が特異な一部の成功例を引用して、多大な利益が容易に得られるかのように消費者を信じ込ませたり、製品の優秀性を過度に強調することにより契約させ、商品を大量に購入させるが、中々加盟者を得ることができず、**大量の在庫と多額の購入代金が残ってしまうこと。**
- 2 別の消費者を加盟させないと勧誘者に利益が出ないため、**強引な勧誘が行われる場合があること。**
- 3 今まで築きあげてきた、**友人等との信頼関係を壊す可能性があること。**

### <もし契約してしまったら・・・>

この商法は、基本的に「特定商取引に関する法律」(以下、特商法)の連鎖販売取引にあたるため、契約を結んでしまった消費者は、クーリング・オフすることができることが記載された書面を受け取ってから20日間はクーリング・オフすることができます。

もし、契約してしまったら、市民総合相談課(075-256-1110)へすぐに御連絡ください。

マルチ・マルチまがい商法の手口については、京都市で製作した啓発ショートムービー、「kyoto city movie 烏丸御池発 ミヤコの悪質商法物語～若者を狙う甘いワナ～」のテーマ3でも紹介しています。パソコンもしくは携帯電話により視聴できますので、以下の視聴方法を御確認のうえ、是非とも御覧ください！

ポケット通信料が発生しますので、

#### <パソコンから>

「京都市情報館」サイト 市民総合相談課のホームページ「消費者啓発ムービー」をクリック  
「ミヤコの悪質商法物語」をクリック パナーをクリック  
チャプター(テーマ1～4)を選択し、クリック 動画スタート

#### <携帯電話から>

料金プラン等を御確認ください。

「消費者啓発ムービー」QRコードを読み取り  
チャプター(テーマ1～4)を選択し、クリック  
動画スタート

「消費者啓発ムービー」  
QRコード



クーリング・オフ

## 2 相談の概要

平成21年4月から7月までの消費生活相談件数は2,614件で、前年同時期(2,842件)に比べ減少傾向

「不当請求・架空請求」は574件と前年同時期(467件)に比べ増加し、引き続き第1位になっており、依然として注意が必要

全体的に減少傾向の中で、「書籍・印刷物」「家屋修繕工事」は順位に変動はないものの、引き続き微増傾向が見られ、また、「生命保険」は引き続き微増傾向が見られ、順位にも変動があり注意が必要

「賃貸住宅」の相談件数は、平成21年7月に更新料に関する判決が報道されたこともあり、若干増加

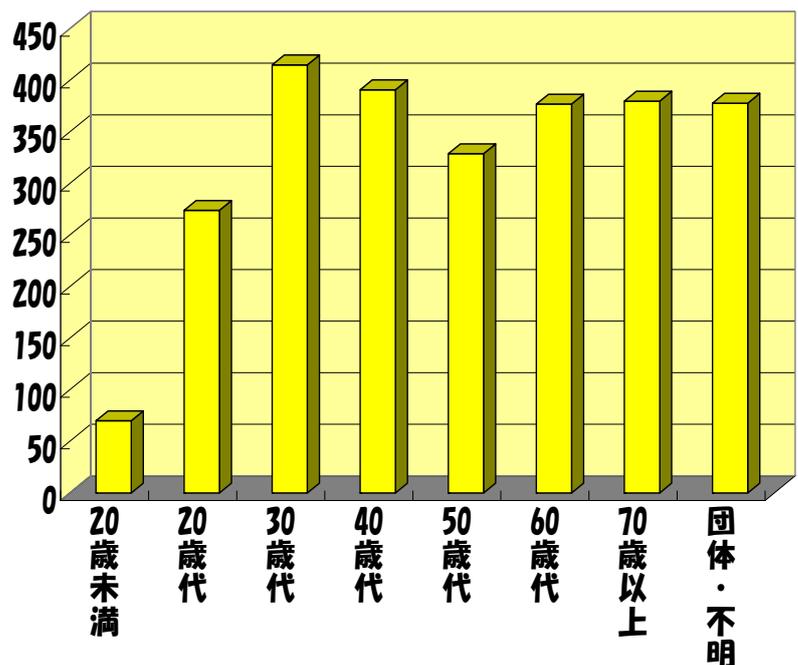
### 相談件数の上位

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	574	22.0%	はがきによる架空請求、アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	302	11.6%	多重債務など
賃貸住宅	188	7.2%	敷金返還トラブル
書籍・印刷物	54	2.1%	新聞販売・同窓会名簿・紳士録
家屋修繕工事	50	1.9%	屋根、床下工事、設備工事
生命保険	44	1.7%	生命保険・共済、損害保険などの支払トラブル
その他の教養娯楽	40	1.5%	絵画・海外宝くじ
移動通信サービス	36	1.4%	携帯電話通話料・パケット通信料
健康食品	35	1.3%	健康食品
食器・台所用品	35	1.3%	浄水器・換気扇フィルター
その他	1,256	48.0%	
合計	2,614	100.0%	

### 年齢構成

年齢	件数	構成比
20歳未満	70	2.7%
20歳代	274	10.5%
30歳代	415	15.9%
40歳代	391	15.0%
50歳代	329	12.6%
60歳代	377	14.4%
70歳以上	380	14.5%
団体・不明	378	14.4%
合計	2,614	100.0%



### 3 事故情報 クラリオン

#### 「電気カーペット【使用中止のお願い】」

クラリオン株式会社が、昭和 54 年から平成元年頃に販売した電気カーペット「おんどの5」「HOT1ワン」で、電気回路の一部が加熱し、焦げるとい事故が発生しました。

販売を終了してから既に 20 年以上が経過していますが、万が一の事故発生を防止するため、現在もお使いいただいている方は速やかに使用を中止されますようお願い致します。

なお、お問い合わせについては、以下のお客様相談室に御連絡をお願い致します。

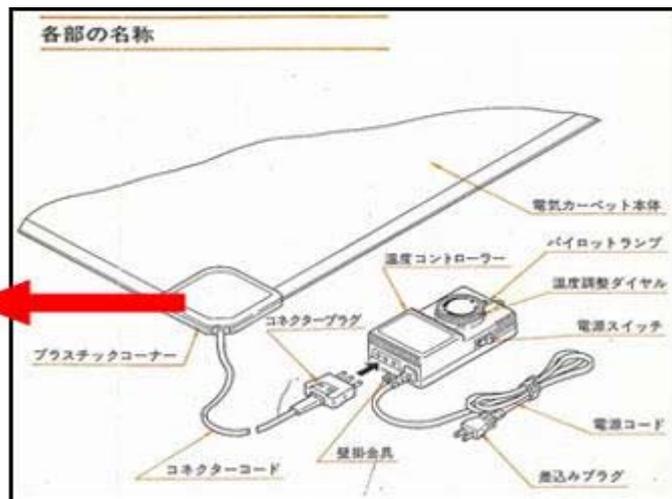
#### <対象製品>

販売期間	昭和 54 年～平成元年頃
製品名	電気カーペット「おんどの5」「HOT1ワン」(2畳/3畳用)
対象機種	YJ-320A-70, YJ-330A-70, VD-1203A-0, VD-1204A-0, VD-1205A-0, VD-1205A-1, VD-1206A-0, VD-1207A-0, VD-1207A-1, VD-1300A-0, VD-1301A-0



社名、品番は電気カーペットのコーナーにあるプラスチックコーナーに貼付されている型式シールに記載。

#### 【プラスチックコーナー写真】



#### 【各部名称図】

#### <連絡先>

クラリオン株式会社 お客様相談室 (フリーダイヤル)	0120-112-140
受付時間	AM 9:30 ~ 12:00, PM 1:00 ~ 5:00 (土・日・祝祭日を除く)

<NITE (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) ホームページ>

[http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku\\_index/2009100201.html](http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/2009100201.html)

## 4 「不動産なんでも無料相談」の実施について

京都市では、市民の皆様からの法律的な相談や税金の相談にお答えするために、弁護士による無料法律相談や税理士による無料税務相談を実施していますが、中でも、不動産に関する相談が数多く寄せられており、その内容の多くは、相続、登記、税金、売買、境界及び評価等の専門知識を要するものです。

そこで、不動産に関する相談に総合的にお答えするため、「不動産なんでも無料相談」を実施します。

- 1 日 時 平成21年11月17日(火)  
午前10時～正午、午後1時～午後4時  
(受付は、午前9時30分～午後3時30分)
- 2 場 所 京都市市民総合相談課 研修室  
( 京都市中京区烏丸御池東南角  
アーバネックス御池ビル西館4階  
市民生活センター  
電話 256-1110 )
- 3 相 談 員 弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士
- 4 費 用 無 料
- 5 申込方法 当日受付
- 6 共催団体 京都弁護士会、近畿税理士会京都府支部連合会、京都司法書士会  
京都土地家屋調査士会、(社)京都府不動産鑑定士協会

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)  
さいむゼロ

消費生活相談受付時間 月～金(祝休日除く。)午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

市民生活センター

[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html)

を御覧ください。

\* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ

☎075-257-9002 午前10時～午後4時

